

岸和田市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震診断の実施を促進するため、本市に存する建築物（国、都道府県及び市町村が所有する建築物を除く。以下「既存民間建築物」という。）の耐震診断を実施する既存民間建築物の所有者に対し交付する岸和田市既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）に関し、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造又は混構造（木造の建築物のうち、その一部に木造以外の構造を含むものをいう。）のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅に該当するものをいう。ただし、店舗その他これに類するものの用途を兼ねる建築物である場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。
- (2) 非木造住宅 法第2条第1号に規定する建築物のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という）のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅に該当するものをいう。ただし、店舗その他これに類するものの用途を兼ねる建築物である場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「促進法」という。）第4条第1項の基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づき行う同法第2条第1項の耐震診断をいう。
- (4) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断の対象となる建築物及び設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (5) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいう。
 - ア 木造の建築物の耐震診断においては、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、かつ次のいずれかに該当す

るものをいう。

(ア) 平成 24 年以降に開催された公益社団法人大阪府建築士会（以下「大阪府建築士会」という。）主催の既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者

(イ) 一般財団法人日本建築防災協会（以下「防災協会」という。）主催の木造耐震診断資格者講習を受講し、「講習修了証明書」の交付を受けた者

(ウ) 平成 24 年度以降に防災協会主催の木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講を修了し、「受講修了証」の交付を受けた者

(エ) (ア)から(ウ)に掲げる者と同等以上の技術を有する者であると市長が認めた者

イ 非木造の建築物の耐震診断においては、建築士法第 2 条第 2 項で規定される一級建築士及び同条第 3 項で規定される二級建築士で、防災協会又は大阪府建築士会が主催した非木造の建築物の耐震診断・改修指針に関する講習会の受講を修了し、「講習修了証明書」又は「受講修了証」の交付を受けた者

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、規則の定めるところによる。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助金の交付対象となる既存民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすもので、原則として、昭和 56 年 5 月 31 日以前に法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。ただし、この要綱に基づき既に本補助金の交付を受けたものは、対象外とする。

(1) 木造住宅又は非木造住宅で、現に居住し若しくはこれから居住しようとするもの

(2) 現に使用し又は使用しようとする促進法第 7 条、第 14 条第 1 号、第 2 号、法附則第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号に規定する建築物及び建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路のうち優先して耐震化に取り組む路線（以下「耐震診断義務付け対象路線」という。）で岸和田市域を通過する一般道路及び岸和田市地域防災計画に記載された市指定の地域緊急交通路に限る。）の通行を

妨げ、市の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。）で建築物の耐震改修の促進にかかる法律施行令（平成7年政令第429号。以下「促進法施行令」という。）第4条に定める要件に該当するもの（以下「特定建築物」という。）。

（補助対象者）

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、耐震診断を実施する補助対象建築物の所有者で次のいずれにも該当するものとし、市長が必要と認めたものとする。この場合において、当該補助対象建築物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる建築物であるときは、同法第3条に規定する団体で市長が必要と認めたものを補助対象者とする。

- （1）本市が賦課する市税を滞納していないこと。
- （2）岸和田市暴力団排除条例（平成25年岸和田市条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象建築物の耐震診断及び予備診断に要する経費とする。ただし、補修費、修繕費を除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において次の各号に掲げる補助対象建築物の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1）木造住宅については、補助対象経費の11分の10に相当する額又は補助対象建築物の延べ床面積1平方メートルにつき1,100円を乗じて得た額のいずれか低い方の額とする。ただし1戸当たり50,000円、かつ、長屋住宅又は共同住宅については、1棟当たり1,000,000円を限度とする。
- （2）非木造住宅については、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、1戸当たり25,000円、かつ、長屋住宅又は共同住宅については、1棟当たり1,000,000円を限度とする。

(3) 特定建築物のうち、学校、病院及び老人ホーム並びに促進法施行令第6条第1項第2号、第8号及び第9号に規定する建築物であって、同条第2項各号に掲げる規模以上の建築物については、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、1,333,000円を限度とする。

(4) 前各号に掲げる建築物以外の特定建築物については、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が1,000,000円を超える場合は1,000,000円）又は第5号の床面積当たりの補助金の限度額の計算で算出し得た額のいずれか低い方の額を限度とする。

(5) 床面積当たりの補助金の限度額の計算

特定建築物の補助金額の限度額については、以下の単価で計算した額とする。

面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内

面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内

面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内

なお、特定建築物の用途のうち、2以上の用途を兼ねるものである場合、補助金額の算定にあたっては、特定建築物に該当するそれぞれの用途の部分を対象とし、床面積按分により算出するものとする。

2 前項第1号から第5号までの規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請は、耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 付近見取図

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 補助対象建築物が法第6条第1項による建築主事の確認を受けていない場合、建築された年月を明らかにする書類

(4) 第2条第1項第5号に規定する耐震診断技術者であることを証する書類及び補助対象建築物の耐震診断費の見積書の写し又は耐震診断技術者紹介依頼書

(5) 岸和田市税に関する完納証明書又は岸和田市税に関する納付状況確認同意書（様式第3号）

(6) 補助対象建築物が第3条第2号に該当する場合は、前号までに掲げる書類に加え、耐震診断に係る工程表、補助対象建築物に係る設計図等並びに補

助対象建築物の全部事項証明書

(7) 補助対象建築物が貸家（寄宿舍又は下宿を含む。）の場合にあっては、居住する者の同意書

(8) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

2 次条の規定による補助金交付が決定する前に、補助金の交付の申請を取下げの場合は、耐震診断補助金交付申請取下届（様式第4号）を、市長に提出するものとする。

（決定の通知）

第8条 市長は、規則第6条第1項の規定により補助金の交付の申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、耐震診断補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）を補助事業者に通知するものとする。また、補助金の不交付を決定したときは、耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第6号）を当該申請した者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 補助事業者は、規則第7条第1項に定めるもののほか、交付決定通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手し、耐震診断に着手したときは、速やかに耐震診断着手届（様式第7号）を市長に提出すること。

（変更等の承認）

第10条 規則第7条第1項第1号から第3号の承認の申請は、次の各号に掲げるところにより、当該各号に掲げる書面に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 規則第7条第1項第1号及び第2号の承認 補助事業内容変更承認申請書（様式第8号）

(2) 規則第7条第1項第3号の承認 補助事業中止・廃止承認申請書（様式第9号）

（軽微な変更）

第11条 規則第7条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更とは、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更が行われない場合で、補助金の額に変更が生じないものとする。

（交付決定の変更及び取消の通知）

第12条 市長は、第10条第1号及び規則第9条第1項の規定により補助金の交付決定を変更したときは、耐震診断補助金交付決定変更通知書（様式第10

号)により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、第 10 条第 2 号及び規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震診断補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第 13 条 規則第 13 条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の 2 月末日(2 月末日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。)にあたる時は、その翌日以降の休日等でない直近の日)のいずれか早い日までに耐震診断実績報告書(様式第 12 号。以下「実績報告書」という。)により行うものとする。

- 2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 耐震診断報告書及び耐震診断を行った建物等の現況写真(外観及び内観写真がわかるもの)
 - (2) 耐震診断に要した費用の請求書の写し
 - (3) 耐震診断に要した費用の領収書の写し
- 3 第 16 条第 1 項の規定による補助金の代理請求及び代理受領を委任する場合は、前項第 3 号に規定する書類に代えて、耐震診断に要した費用の請求金額から補助金額を差し引いた額の領収書の写しを添付するものとする。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、規則第 14 条の規定による補助金の額の確定をした場合には、耐震診断補助金交付額確定通知書(様式第 13 号)により通知を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第 15 条 補助金の請求は、前条の規定により交付すべき補助金に額が確定した後、市が定める請求書(様式第 14 号。以下「請求書」という。)により行わせるものとする。

(補助金の代理請求及び代理受領)

第 16 条 補助事業者は、耐震診断を行った耐震診断技術者又は同技術者が所属する建築士事務所若しくは事業者(以下「耐震診断技術者等」という。)に対し、耐震診断補助金の代理請求及び代理受領(以下「代理請求及び代理受領」

という。)を委任することができる。

- 2 補助事業者は前項の委任をするときは、着手する前に代理請求及び代理受領を委任した耐震技術者等(以下「代理受領者」という。)から当該委任に係る同意を得るものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による委任をしたときは、請求書に耐震診断補助金の代理請求及び代理受領に係る委任状(様式第15号。以下「代理請求及び代理受領委任状」という。)を添付して、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条に規定する補助金の交付請求を受けたときは、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

- 2 市長は、代理請求及び代理受領委任状を添えた補助金の請求を受けたときは、前項の規定において「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と、また「補助金」とあるのは「補助金に相当する額」と読み替えるものとする。
- 3 前項の規定により代理受領者に補助金に相当する額を交付した場合、補助事業者に補助金を交付したものとみなす。

(決定の取消し)

第18条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (3) 第8条に規定する補助金の交付の決定前に着手したとき。
 - (4) 市長の指示に従わないとき。
 - (5) その他関係法令に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震診断補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 規則第18条第1項の規定により補助金等を返還させようとするときは、耐震診断補助金返還通知書(様式第16号)により、補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第 20 条 被交付者が補助金の返還の通知を受けた場合、その通知に係る補助金等の額につき、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 19 条第 1 項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 被交付者は、補助金の返還の通知を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、その未納付額につき、補助金適正化法第 19 条第 2 項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金の一時停止等）

第 21 条 市長は、被交付者が補助金の返還の通知を受け、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

（補助事業者に対する指導及び助言）

第 22 条 市長は、補助事業者に対して、補助対象建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の保存）

第 23 条 補助事業者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第7号（第9条関係）
様式第8号（第10条関係）
様式第9号（第10条関係）
様式第10号（第12条関係）
様式第11号（第12条、第18条関係）
様式第12号（第13条関係）
様式第13号（第14条関係）
様式第14号（第15条関係）
様式第15号（第16条関係）
様式第16号（第19条関係）

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。